

熊本県公報

第 1 1 6 0 8 号
平成 19 年 10 月 10 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 2
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 2
- 自動車専用道路の指定……………(道路保全課) 3
- 道路の区域変更……………(") 3
- "……………(") 3
- 道路の供用開始……………(") 4
- 救急医療機関に関する認定……………(医療政策総室) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 5
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 5
- "……………(") 5
- "……………(") 5
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 6
- "……………(") 7

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村計画・技術管理課) 7
- 平成 19 年度熊本県准看護師試験の実施……………(医療政策総室) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの
意見……………(商工政策課) 9
- 争議行為の予告……………(労働雇用総室) 9
- 県有財産の売却……………(管財課) 10
- "……………(") 11
- 団体営土地改良事業施行の適否決定……………(農村計画・技術管理課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの
意見……………(商工政策課) 12
- パソコン及びプリンタの借入りに係る入札結果……………(情報企画課) 12

登 載 依 頼

- 警衛用資機材の賃貸借契約に係る一般競争入札……………(警察本部警備第二課) 12
- 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催
……………(高齢者支援総室) 15

正 誤

- 平成 19 年 9 月 26 日付け熊本県公告第 774 号 (農業振興地域の指定の解除
及び指定) 中……………(農林水産政策課) 15

告 示

熊本県告示第 847 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ティー・シー・エス八代営業所 八代市田中北町 7 号 1 番	株式会社ティー・シー・エス	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 848 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ティー・シー・エス八代営業所 八代市田中北町 7 号 1 番	株式会社ティー・シー・エス	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 849 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 解除に係る保安林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字白石 3445 の 6、3445 の 10、3447 の 2、3448 の 2、3448 の 3、3450 の 2、3451 の 5、3451 の 7、字星原 3654 の 3、3654 の 4
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 850 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
第二ぎんなん作業所 熊本市新屋敷三丁目 9-7	社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会 熊本市花畑町 3 番 1 号 川村 隼秋	平成 19 年 10 月 1 日	4310100559	就労継続支援 (B 型)
多機能型施設 るびなす 玉名郡玉東町白木 116 番地 1	社会福祉法人るびなす会 玉名郡玉東町白木 116 番地 1 松田 勝海	平成 19 年 10 月 1 日	4311130043	生活介護
多機能型施設 るびなす 玉名郡玉東町白木 116 番地 1	社会福祉法人るびなす会 玉名郡玉東町白木 116 番地 1 松田 勝海	平成 19 年 10 月 1 日	4311130043	就労継続支援 (B 型)
若葉作業所 玉名市岩崎 1299 番地 1	社会福祉法人若葉会 玉名市岩崎 1299 番地 1 中川 潤一	平成 19 年 10 月 1 日	4310400132	就労継続支援 (B 型)
インターワーク 阿蘇郡産山村大利 657 番地 3	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇郡産山村大字大利字古桑野 657 番地-3 福田 金晴	平成 19 年 10 月 1 日	4311320016	生活介護
インターワーク 阿蘇郡産山村大利 657 番地 3	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇郡産山村大字大利字古桑野 657 番地-3 福田 金晴	平成 19 年 10 月 1 日	4311320016	自立訓練 (生活訓練)
インターワーク 阿蘇郡産山村大利 657 番地 3	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇郡産山村大字大利字古桑野 657 番地-3 福田 金晴	平成 19 年 10 月 1 日	4311320016	就労継続支援 (B 型)

益城病院グループホーム事業 上益城郡益城町惣領 1544-3	医療法人ましき会 上益城郡益城町惣領 1530 番地 犬飼 邦明	平成 19 年 10 月 1 日	4321440051	共同生活援助
訪問看護ステーション 博寿園 熊本市水前寺四丁目 52 番 48 号	医療法人社団大浦会 熊本市三郎一丁目 12 番 25 号 小山 敬子	平成 19 年 10 月 1 日	4310100567	居宅介護
熊本市立中島保育園 かもめさんくらぶ 熊本市沖新町 675	熊本市 熊本市手取本町 1-1 幸山 政史	平成 19 年 10 月 1 日	4310100575	児童デイサービス

熊本県告示第 851 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 2 第 4 項の規定により、専ら自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分

道路の種類	路線名	指定する区間	幅員 (m)	延長 (m)
一般国道	324 号	天草市有明町上津浦字美ノ越 1907 番 3 地先から 上天草市松島町今泉字御手水 4056 番 99 地先まで	5.8 ～ 27.5	10,291.6

2 指定する期日 平成 19 年 10 月 10 日

熊本県告示第 852 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森 線	熊本市城山半田町字北古閑 同所 616 番地先まで	前	19.3	300.0	側溝及び 歩道整備
			後	20.6		
			後	20.6	300.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 10 月 10 日

熊本県告示第 853 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	212 号	阿蘇郡小国町大字宮原字深瀬	前 後	15.5 ～ 18.5	22.0	廃道処分
		2753 番 5 地先から				
同所	2783 番 1 地先まで	前 後	15.5 ～ 17.2	22.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 10 月 10 日

熊本県告示第 854 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 10 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字小渡	20.8	災害復旧 工事
		1528 番 11 地先から		
	同所	1528 番 12 地先まで		
	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江乙字小鶴	22.0	
同所	708 番 58 地先から			
		708 番 58 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 855 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
西日本病院	熊本市八反田三丁目 20 番 1 号	平成 19 年 12 月 13 日から 平成 22 年 12 月 12 日まで
緒方脳神経外科	熊本市池田一丁目 14 番 82 号	平成 19 年 12 月 13 日から 平成 22 年 12 月 12 日まで
寺尾病院	熊本市小糸山町 759	平成 20 年 1 月 25 日から 平成 23 年 1 月 24 日まで
熊本市市民病院	熊本市湖東一丁目 1 番 60 号	平成 20 年 3 月 29 日から 平成 23 年 3 月 28 日まで
宇城市民病院	宇城市松橋町豊福 505	平成 19 年 10 月 6 日から 平成 22 年 10 月 5 日まで
宇賀岳病院	宇城市松橋町松橋 1455 番地 1	平成 20 年 1 月 25 日から 平成 23 年 1 月 24 日まで

熊本県告示第 856 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社 HERZ ヘルパーステーションヘルツ 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	熊本市清水亀井町 32 番 10 号	熊本市健軍本町 14 番 39 号アーバン ハイツ 302 号	平成 19 年 6 月 29 日

熊本県告示第 857 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字河原字西下り山 2053 の 1、2063
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 858 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市東陽町河俣字二中山 5874
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二中山 5874（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 859 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町市ノ俣字谷口 1190 の 1、1190 の 4 から 1190 の 6 まで、1198 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 860 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字魚尾 1602 の 1、1602 の 8、1602 の 9、1603 の 6
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 861 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字上千ヶ平 1730 の 2、1747 の 2、字横才 1756 の 4、1759 の 3、1759 の 7、1805 の 7
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上千ヶ平 1730 の 2・1747 の 2・字横才 1756 の 4・1759 の 3・1759 の 7・1805 の 7（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 862 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町皆越字柿原 1125 の 1、1125 の 3、字椎葉鶴 1135
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 863 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社 シラサギ シラサギホームヘルパーズ テーション 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	八代市田中北町 17-5	八代市北の丸町 3-50	平成 19 年 8 月 1 日

熊本県告示第 864 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
株式会社 コムスン 株式会社コムスン 八代ケア センター 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	八代市通町 10-52	八代市鏡町内田 432-1	平成 19 年 9 月 1 日

公 告**熊本県公告第 809 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営十町地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営十町地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 19 年 10 月 11 日から平成 19 年 11 月 7 日まで
- 縦覧場所
和水町役場

熊本県公告第 810 号

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、平成 19 年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 試験日時
平成 20 年 2 月 15 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 試験場所
熊本県立大学 熊本市月出三丁目 1-100
- 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
(1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者（平成 20 年 3 月までに修業する見込みの者を含む。）

- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成20年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 保健師助産師看護師法第21条第1号、第2号又は第4号に該当する者（平成20年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、保健師助産師看護師法第21条第4号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
- (1) 受付期間
平成20年1月4日（金）から平成20年1月11日（金）まで
受付時間は、午前8時30分から午後6時まで
郵送の場合は、平成20年1月11日（金）までの消印のあるものを受け付ける。
- (2) 試験申込書の請求先
熊本県健康福祉部医療政策総室又は各地域振興局保健福祉環境部（熊本市保健所を除く各保健所）
郵送の場合は、120円切手を同封し熊本県健康福祉部医療政策総室へ請求すること。
- (3) 試験申込書の提出先
熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
なお、郵送の場合は封筒の表面に「准看護師試験申込書在中」と朱書きし、書留郵便で送ること。
- (4) 提出書類等
ア 平成19年度熊本県准看護師試験申込書
イ 受験資格を有することを証明する書類
(ア) 4の受験資格(1)、(2)又は(3)に該当する者で修業又は卒業したものは、修業証明書又は卒業証明書を提出すること。また、平成20年3月までに修業し、又は卒業する見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出すること。
(イ) 4の受験資格(4)に該当する者は、都道府県知事が交付した准看護師受験資格認定書の写しを提出すること。
- ウ 受験料
6,900円（申込書の所定の欄に熊本県収入証紙をはる。）
(ア) 県外居住者で郵便により試験申込書を提出するものは、熊本県収入証紙の代わりに、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。
(イ) 試験申込書受理後は、受験手数料は返還しない。
- (5) 受験票の交付
受験票は、平成20年2月1日（金）までに郵送等により交付する。
なお、上記期日までに届かないときは、熊本県健康福祉部医療政策総室看護班まで問い合わせること。
- (6) 試験申込書の記入上及び申し込み時の注意点
試験申込書の作成に当たっては、次の点に注意すること。
ア 試験申込書に記入する氏名は、戸籍（外国人の場合は、外国人登録証明書）に記載されている文字を使用すること。
イ 写真は、試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面には氏名を記載して写真票にはり、写真票の所定の事項を記入すること。
ウ 受験票返信のための80円切手を同封すること。ただし、一括申込みの場合は返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手をはる。
- 6 合格者の発表
試験の合格発表は、平成20年3月12日（水）午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び各地域振興局保健福祉環境部（熊本市保健所を除く各保健所）にて合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。掲示及び掲載期間は、合格発表の日から2週間とする。
また、合格者には郵送等により通知する。
電話による試験結果の問い合わせには応じない。
- 7 口頭による個人情報の開示請求
この試験について、次のとおり自己に関する個人情報を口頭により開示請求することができる。
(1) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月間
(2) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室
(3) 開示を行う内容 総合得点
※本人であることを証明するために、受験票を持参すること。
- 8 試験問題、正答、不適切問題における公表について
(1) 公表期間 合格発表の日から2週間
(2) 公表手段 県ホームページ
- 9 その他
4の受験資格(1)、(2)又は(3)に該当する者で、修学見込証明書又は卒業見込

証明書を提出したものについては、平成 20 年 3 月 7 日（金）正午までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。期限までに提出されない場合、当該受験は無効とする。

10 問い合わせ先

熊本県健康福祉部医療政策総室看護班
電話 096-333-2206

熊本県告示第 811 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 4 月 20 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により店舗立地の市町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) ニコニコ堂帯山店（熊本市三郎一丁目 1-3）
- (2) ニコニコ堂楠店（熊本市龍田八丁目 15-75）
- (3) ニコニコ堂日吉店（熊本市日吉一丁目 8-21）
- (4) ニコニコ堂八代店（八代市本野町字西道善寺 2301-1）
- (5) ニコニコ堂横手店（八代市横手町源代 1152）
- (6) ニコニコ堂人吉店（人吉市上薩摩瀬町園田 880）
- (7) ニコニコ堂東山鹿店（山鹿市古閑十三部 1006-5）
- (8) ニコニコ堂山鹿店（山鹿市熊入町字西田 172-1）
- (9) ニコニコ堂牛深店（天草市牛深町大池田 1545-5）
- (10) ニコニコ堂松島店（上天草市松島町合津 7915-21）
- (11) ニコニコ堂三角店（宇城市三角町三角浦 1159-127）
- (12) ニコニコ堂多良木店（球磨郡多良木町大字多良木 1385-2）

2 市町村意見の概要

なし

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

- ア ニコニコ堂帯山店、楠店、日吉店
熊本県商工観光労働部商工政策課
- イ ニコニコ堂八代店、横手店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
- ウ ニコニコ堂人吉店、多良木店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局総務振興課
- エ ニコニコ堂東山鹿店、山鹿店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
- オ ニコニコ堂牛深店、松島店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
- カ ニコニコ堂三角店
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課

(2) 縦覧期間

平成 19 年 10 月 10 日から平成 19 年 11 月 10 日まで

熊本県公告第 812 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成 19 年 9 月 28 日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により公表する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 争議行為の目的

次の要求内容の完全獲得

- (1) 一方的労働協約破棄について協定書通り直ちに交渉を再開すること。
- (2) 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。
- (3) 人員確保を早急に行い、休診、休床を早期再開すること。
- (4) 増員・賃金・労働条件の改善
- (5) 臨時職員に関する要求
- (6) 患者サービス向上に関する要求
- (7) 施設・設備の改善に関する要求
- (8) その他の要求

2 争議行為の日時

平成 19 年 10 月 15 日午前 0 時以降から本問題の要求解決に至るまでの期間

- 3 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場並びに敷地
- 4 争議行為の種類
健康保険八代総合病院の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第 813 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
- | | | |
|---------|--------|---|
| 第 1 号物件 | 所在 | 天草市天草町大江字池端 347 番 9 |
| | 土地 | 地目 宅地 地積 248.90 平方メートル |
| | 建物 | 居宅 コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建
59.37 平方メートル |
| | 物置 | コンクリートブロック造スレート葺平家建
3.26 平方メートル |
| | 最低売却価格 | 1,850,000 円 |
| 第 2 号物件 | 所在 | 天草市天草町大江字池端 347 番 15 |
| | 土地 | 地目 宅地 地積 223.06 平方メートル |
| | 建物 | 居宅 コンクリートブロック造セメント瓦葺平家建
59.37 平方メートル |
| | 物置 | コンクリートブロック造スレート葺平家建
3.26 平方メートル |
| | 最低売却価格 | 1,460,000 円 |
- 2 入札期日
第 1 号物件 平成 19 年 11 月 13 日 (火) 午前 10 時
第 2 号物件 平成 19 年 11 月 13 日 (火) 午前 11 時
- 3 入札場所
天草市天草町大江 7480-5
天草市大江漁村環境改善総合センター 2 階 研修室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放
平成 19 年 10 月 30 日 (火) 午前 12 時～午後 2 時
- 7 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 19 年 11 月 8 日 (木) 午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、9 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成 19 年 11 月 27 日 (火) 午後 5 時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 別途指定する。
(4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県

- 財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 814 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
宇城市松橋町両仲間字野中 164 番 4
地目 宅地 地積 953.92 平方メートル
最低売却価格 17,400,000 円
- 2 入札期日
平成 19 年 11 月 20 日（火）午前 10 時
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 19 年 11 月 16 日（金）午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 19 年 12 月 7 日（金）午後 5 時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 別途指定する。
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。
- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 815 号

阿蘇市長佐藤義興から協議のあった無田地区土地改良事業（区画整理）の施行については、平成 19 年 9 月 28 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
無田地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間

- 平成 19 年 10 月 11 日から平成 19 年 11 月 7 日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第 816 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 5 月 10 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス熊本店
熊本市長嶺南四丁目 2178 番地 35 ほか
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 10 月 10 日から平成 19 年 11 月 10 日まで

熊本県公告第 817 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
パソコン及びプリンタの借入れ
パソコン 1268 セット及びプリンタ 39 セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 8 月 3 日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社 NEC リース熊本支店
熊本市水道町 8 番 6 号
- 5 落札金額（月額）
2,857,050 円（うち消費税及び地方消費税の額 136,050 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 19 年 6 月 22 日

登載依頼**熊備二公告第 381 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
警衛用資機材 一式
 - (2) 借入物品の規格、品質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間
平成 19 年 11 月 2 日（金）から平成 19 年 11 月 5 日（月）まで
内、物品の借入期間
平成 19 年 11 月 3 日（土）から平成 19 年 11 月 5 日（月）まで
 - (4) 納入期限
平成 19 年 11 月 2 日（金）午前 11 時まで
 - (5) 納入場所
熊本県警察学校（熊本市渡鹿四丁目 2 番 1 号）から車両利用によりおおむね 30 分

- 以内の場所にある倉庫（倉庫の選定基準は、仕様書による。）
- (6) 入札方法
- ア 入札金額は、警衛用資機材一式の賃借料とする。
- イ 入札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、警備強化等により資機材等使用計画に変更が生じた場合は、各種警衛用資機材及び貨物自動車を追加し、契約金額を変更するので、
- 警衛用資機材の種類ごとに、1個（台）当たりの借入単価
- 貨物自動車1台の1日（8時間）当たりの借入単価
- を併せて入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタルに登録された者であること。
- なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 2(1)に掲げる入札参加資格を有する者で、入札対象資機材確認申請書を提出し、審査の上、借入物品の規格、品質等について確認を受けたものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年10月10日（水）から平成19年10月17日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札対象資機材確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により入札対象資機材確認申請書を提出し、入札対象となる資機材の規格、品質等について、審査を受け、確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成19年10月10日（水）から平成19年10月22日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は、入札対象資機材審査結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警備第二課全国育樹祭警衛対策室総務第二係
（熊本県警察本部庁舎5階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-381-0110 内線 4874
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

- 5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 19 年 10 月 10 日 (水) から平成 19 年 10 月 22 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 10 月 24 日 (水) 午後 1 時 30 分から
- イ 場所
熊本県警察本部庁舎 10 階 多目的ホール
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 10 月 23 日 (火) 午後 5 時までには必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ

れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県社会福祉審議会公告第 3 号

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 10 月 10 日

熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
 保健福祉推進部会長 良 永 彌太郎

- 1 開催日時
 平成 19 年 10 月 16 日（火） 午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県庁行政棟新館 2 階 多目的 AV 会議室
- 3 議題（予定）
 - (1) 熊本県地域ケア体制整備構想（仮称）素案について
 - (2) 第 3 期熊本県高齢者かがやきプラン平成 18 年度評価結果について
 - (3) その他
- 4 傍聴者の定員
 20 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午後 2 時から午後 2 時 30 分まで会議の会場前において行い、部会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室総務・企画班）（電話：096-333-2215）

正 誤

平成 19 年 9 月 26 日付け熊本県公告第 774 号（農業振興地域の指定の解除及び指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	34	16,898 ヘクタール	17,467 ヘクタール

